

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧(第2次小城市男女共同参画プラン) ～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～							参 考			
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	①実績値	②令和元年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	目標値	実績値	平成30年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	
				27年度	令和元年度		33年度			30年度
② 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立										
	56	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有を図る。	社会福祉課	—	○	・相談の際は、庁内相談共通シートを活用している。	○	○	・相談の際は、庁内相談共通シートを活用している。	
	57	被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課	—	—	・事例はないが、相談等について苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。	○	—	・事例はないが、相談等について苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。	
			市民課	○	・苦情申し出はあっていない。あった場合は、迅速・丁寧・適正な対応を行う。	—		・苦情申し出はあっていない。あった場合は、迅速・丁寧・適正な対応を行う。		
③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備										
	58	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。	社会福祉課	—	○	・保健体育や道徳の授業等で取り組んでいる。	○	○	・児童相談所と連携して支援を行っている。	
	59	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	市民課	—	○	・閲覧申請書の審査を厳重に行い、適切な運用を行っている。	○	○	・閲覧申請書の審査を厳重に行い、適切な運用を行っている。	
			社会福祉課	○	・市民課と連携して実施している。	○		・市民課と連携して実施している。		
④ DV被害者の自立に向けた支援の充実										
	60	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課	—	○	・平成31年4月1日付け人事異動後は、女性の管理・監督職は48名(29.0%)となった。(平成30年4月1日現在、49名。29.9%)	○	○	・平成30年4月1日付け人事異動後は、女性の管理・監督職は49名(29.9%)となった。(平成29年4月1日現在、49名 31.2%)	
	61	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課	—	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	○	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	
	62	被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進める。	定住推進課	—	—	・市営住宅は、住居に困窮する低所得者を対象としている。一方で、「子ども・被災者支援法」では、被災者等が優先入居できるよう拡充されつつある。緊急避難時に対応するためには、条例の見直しが必要となる。(入居条件等)	○	—	・市営住宅は、住居に困窮する低所得者を対象としている。現状、住居に困窮という点で「子ども・被災者支援法」等により技術的助言として優先入居が拡充されつつある。緊急時対応として、政策的な空き室を作り、対応する必要がある。	
	63	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課	—	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	○	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	
	64	被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課	—	○	・養育支援訪問会議で社会福祉課と一緒に対策を講じている。	○	○	・養育支援訪問会議で社会福祉課と一緒に対策を講じている。	
			保育幼稚園課	—	○	・関係機関と連携を取りながら、園児が入所できるように配慮している。		○	○	・関係機関と連携を取りながら、園児が入所できるように配慮している。
			学校教育課	—	○	・関係機関と連携を取りながら、被害者・その子どもが就学ができるように配慮している。		○	○	・関係機関と連携を取りながら、被害者・その子どもが就学ができるように配慮している。
	65	被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課	—	○	・児童相談所や関係各課と連携して支援を行っている。	○	○	・児童相談所と連携して支援を行っている。	
			学校教育課	○	・子ども支援センター、社会福祉課、県福祉事務所、県DV総合対策センターと連携を図っている。	○		・子ども支援センター、社会福祉課、県福祉事務所、県DV総合対策センターと連携を図っている。		

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧(第2次小城市男女共同参画プラン) ~男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして~							参 考			
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	①実績値	②令和元年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	目標値	実績値	平成30年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	
				27年度	令和元年度		33年度	30年度		
(3) 関係機関の連携・協力										
① あらゆる暴力の早期発見と防止対策										
	66	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課	—	○	・代表者会議(1回)、実務者会議(2回)、個別検討ケース会議(26回)を開催した。	○	○	・代表者会議(1回)、実務者会議(2回)、個別検討ケース会議(18回)を開催した。	
	67	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課	—	○	・養育支援訪問事業(健康増進課:月1回)、子ども支援センターでのカンファレンス(学校教育課:週1回)との情報共有及び支援の検討を行っている。	○	○	・養育支援訪問事業(健康増進課:月1回)、子ども支援センターでのカンファレンス(学校教育課:週1回)との情報共有及び支援の検討を行っている。	
健康増進課			○							・社会福祉課との連携により支援を行った。実績:1件。
学校教育課			○							・就学時健診、学校での健康診断等で情報収集を行っている。
② 関係機関、団体等との連携の推進										
	68	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	企画政策課	—	○	・4月16日「DV被害者支援市町連携会議」(7月30日の同会議は、社会福祉課のみ出席)、11月26日「小城警察署犯罪被害者支援・相談支援ネットワーク会議」に出席し、関係機関と連携を図っている。	○	○	・4月27日「DV被害者支援市町連携会議」(7月31日の同会議は、社会福祉課のみ出席)、9月27日「小城警察署犯罪被害者支援・相談支援ネットワーク会議」に出席し、関係機関と連携を図っている。	
			社会福祉課							○
	69	民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課	—	○	・民間のDV被害者支援団体等の情報収集を行っている。	○	○	・民間のDV被害者支援団体等の情報収集を行っている。	
			企画政策課							○

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧(第2次小城市男女共同参画プラン) ~男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして~							参 考		
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	①実績値	②令和元年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	目標値	実績値	平成30年度実績 (事業の内容・取り組み状況)
				27年度	令和元年度		33年度	30年度	
(1) DVを許さない意識づくりの推進									
① DV防止に向けた意識啓発									
	50	DV防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課	—	○	・市報に「女性・男性のための総合相談窓口」(市報9月号)、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(市報11月号)を掲載し、啓発を行った。 ・11月、市役所庁舎ロビーに「女性に対する暴力の防止運動期間(11月12日～25日)」のポスターを掲示した。 ・男女共同参画推進団体による上記運動期間の啓発リーフレット配布活動に対し、支援を行った。	○	○	・市報に「女性・男性のための総合相談窓口」(市報9月号)、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(市報11月号)を掲載し、啓発を行った。 ・11月、市役所庁舎ロビーに「女性に対する暴力の防止運動期間(11月12日～25日)」のポスターを掲示した。
	51	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。 【数値目標】県DV総合対策センターの「DV未然防止教育事業」を活用している中学校数	企画政策課 社会福祉課 学校教育課	2校	3校	・小城市男女共同参画ネットワークが男女共同参画推進事業補助金を活用し、三日月中学校体育館でデートDV防止講座を実施した。 6月9日「あなたと私の心とからだを大切にするために」 参加者：三日月中学校生徒及び教師400人 ・小学校5校で、子どもへの暴力防止プログラムを実施している。 参加者：桜岡小学校3・4年 153人、三里小学校3・4年 17人、三日月小学校3・4年 257人、牛津小学校3・4年 139人、芦刈観瀾校4・6年 85人 ・佐賀県DV総合対策センターのDV未然防止教育事業の活用を推進している。 生徒向け：小城中学校、三日月中学校、牛津中学校で実施 ・芦刈観瀾校実績：9年生の授業取り扱い、教職員向け研修 ・小中学校の特別活動や道徳の授業で取り組んでいる。	4校	3校	未実施 ・小学校4校で、子どもへの暴力防止プログラムを実施している。 参加者：岩松小学校3・4年 86人、晴田小学校3・4年 137人、砥川小学校3・4年 61人、芦刈観瀾校小学部4年 47人 ・佐賀県DV総合対策センターのDV未然防止教育事業の活用を推進している。 中学生向け：小城中学校、牛津中学校、芦刈観瀾校中学部で実施 小学生向け：芦刈観瀾校小学部5年で実施 ・小中学校の特別活動や道徳の授業で取り組んでいる。
(2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実									
① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化									
	52	市相談担当者等に対して研修を実施し、女性(母子)にかかわる相談機能を充実させる。 【数値目標】DV被害者支援市職員研修会の受講者数	企画政策課 社会福祉課	58人	35人	・相談業務に関わる担当課へ相談員研修等の情報提供をしている。 ・5月9日 配偶者等への暴力(DV)被害者支援 職員研修会「DV被害者支援について」 対象：平成31年度新規採用職員、平成30年度新規採用職員で昨年度の未受講者、DV支援関係業務に携わる職員 参加者：35人 ・DV被害者支援市町連携会議(4月16日、7月30日)、DV関係機関相談員向け研修(5月14日、5月23日、5月30日、10月1日、2月4日)に参加している。	60人	40人	・相談業務に関わる担当課へ相談員研修等の情報提供をしている。 ・5月10日 配偶者等への暴力(DV)被害者支援 職員研修会「DV被害者支援について」 対象：平成30年度採用職員、平成29年度採用職員で平成29年度未受講者及びDV支援関係業務に携わる職員 参加者：40人 ・DV被害者支援市町連携会議(4月26日、8月17日)、DV関係機関相談員向け研修(5月17日、5月29日、5月31日、8月31日、2月28日、3月29日)に参加している。
	53	DVIに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課	—	○	・DV相談窓口について市ホームページ(通年)や「女性・男性のための総合相談窓口」(市報9月号)、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(市報11月号)に掲載して周知を図っている。 ・市役所庁舎や公共施設、保育園等のトイレに、DV相談窓口記載のリーフレットを設置している(通年)。	○	○	・DV相談窓口について市ホームページ(通年)や「女性・男性のための総合相談窓口」(市報9月号)に掲載して周知を図っている。 ・市役所庁舎や公共施設、保育園等のトイレに、DV相談窓口記載のリーフレットを設置している(通年)。
	54	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課	—	○	・職員研修を実施し、小城市におけるDV相談事業の取り組みを説明して庁内連携を図っている。	○	○	・職員研修を実施し、小城市におけるDV相談事業の取り組みを説明して庁内連携を図っている。
	55	被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	社会福祉課 高齢障がい支援課	—	○	・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。 DV相談件数：58件 ・小城多久障害者虐待防止センター事業、障害者相談員活動事業を実施している。また、地域包括支援センター(小城北・小城・小城南)では、総合相談事業や権利擁護事業を実施と充実を図っている。	○	○	・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。 DV相談件数：33件 ・小城多久障害者相談支援センター支援事業、障害者相談員活動事業、障害者巡回相談を開設している。また、直営の地域包括支援センターを新たに設置し、総合相談事業や権利擁護事業を実施している。